

(仮称) 稲子峠ウィンドファーム環境影響評価方法書に対する環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)第10条第1項の意見

1 総括的事項

(1) 本事業計画は、福島市に隣接する宮城県刈田郡七ヶ宿町の山間部で大規模な風力発電事業を開発するものであり、自然環境及び生活環境に相当の範囲で影響が及ぶことが想定されることから、環境影響評価の実施に当たっては、その基礎となる資料の収集及び整理を含め十全を期すこと。

(2) 環境影響評価を実施するに当たっては、十分な基礎資料のもと、必要に応じて専門家の助言を得ながら最新の知見及び評価手法を採用し、計画を具体化した上で、住宅等の分布、利水状況、風況、自然状況、近年の気象状況等を踏まえ、多面的な視点に立って綿密な調査を実施すること。

また、対象事業実施区域の周辺で計画されている別の風力発電事業との累積的な環境負荷について、可能な限り環境影響評価に反映させること。

その上で、環境影響評価の結果を分かりやすい内容とするため、環境影響の予測及び評価を行うに当たっては、できる限り定量的な手法を用いること。

(3) 環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)の記載に当たっては、風力発電機と関係設備の配置、規模や構造等の他、接続道路等の土地の改変を含めた施工計画について、できる限り具体的に記載すること。

(4) 準備書の記載に当たっては、平易な表現や図を用いるなど、住民等に分かり易い内容を工夫するとともに、環境影響評価図書を縦覧期間終了後もインターネットなどでの閲覧を可能にするなど、住民等の利便性の向上及び情報公開に努めること。

(5) 本事業の実施に当たっては、地元住民の理解が不可欠であることから、対象事業実施区域及びその周辺の住民等に対し、事業による環境への影響を積極的かつ分かり易く説明するとともに、住民等からの意見や要望に対して誠意を持って対応すること。

(6) 風力発電所供用開始後に苦情等が寄せられた際の、施設の稼働調整や追加の環境保全措置等、具体的な対応について検討して、準備書に記載すること。

- (7) 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度（F I T）による事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。

また、環境保全措置を含む事業内容が健全に持続可能なものとなるように計画するとともに、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者において自主的に検討することが望まれる。

2 大気環境について

風力発電機等を相馬港から新地町、国見町、桑折町および福島市内を通過して対象事業実施区域まで輸送する計画であることから、建設機械や輸送車両から発生する窒素酸化物、粉じん等が周辺に存在する住宅や学校等における生活環境の保全に支障を及ぼさないよう、適切な環境保全措置を検討し、その内容を準備書に具体的に記載すること。

3 騒音・振動について

- (1) 本事業の実施に伴い発生する騒音及び振動について、工事用資材の輸送等を含め周辺住民の生活環境等に影響が及ばないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (2) 低周波音の影響は科学的に未解明な部分も多いことから、過去の苦情発生事例等を参照し、影響をできる限り回避又は低減させる風力発電機の機種や配置、稼働制限等の措置について検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

4 地形・地盤について

- (1) 大型風力発電機は安定した地盤上に設置されることが不可欠であることから、十分な地盤調査を実施し、地すべり誘発被害等が生じないよう設置位置、設置方法を検討し、その結果を踏まえた具体的な対策を準備書に記載すること。
- (2) 造成工事における切土・盛土高及び切土・盛土量を具体的に準備書に記載すること。また、土地の改変等は関係機関と協議の上、土砂の流出や斜面の安定に係る対策等を検討して、適切な施工計画とすること。
- (3) 残土の一時的な保管は、関係法令に従い、定められた場所及び条件による保管を徹底し、降雨等により濁水が発生しないよう適切に管理すること。

5 水環境について

- (1) 対象事業実施区域の南東に位置する摺上川ダムは、地域の重要な水源となっているため、摺上川ダムの集水域を明らかにし、本事業がダムの水質及び水循環に与える影響を十分調査したうえで、影響に対する保全措置を準備書に具体的に記載すること。

また、叶堂川にも水質調査地点を設定し、本事業が与える影響を調査すること。

- (2) 沈砂池は近年の気象状況を踏まえ、過去に例を見ない集中豪雨の場合でも十分に濁水流出防止可能な設計とすること。併せて維持管理方法を検討し、その内容を準備書に具体的に記載すること。

特に、摺上川上流が福島市水道水源保護条例の水源保護地域に指定されていることに留意すること。

- (3) 工事中及び供用中に使用される油類や農薬等の薬品による水質事故発生時の対処について検討し、準備書に記載すること。

6 動植物・生態系について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は自然豊かな山林であり、希少な動植物の生育・生息も予想されることから、調査方法及び調査範囲等を適切に設定し、複数の風力発電機の並立が、野生生物の移動経路に影響を及ぼすことのないような計画とすること。

また、事業の対象地域にはニホンザルやイノシシ、ツキノワグマ等の中・大型哺乳類の生息が確認されていることから、本事業により、それらの生息状況と住宅地等への影響に変化が生じるものなのか調査して準備書に記載すること。

- (2) 現地調査の結果、希少な猛禽類やコウモリ類等の生息、繁殖が確認された場合には、それらの風力発電機への衝突を防止するため、カットイン風速を変更できる風力発電機の導入、風力発電機のブレードの視認性を高める塗装、風力発電機ナセル等へのコウモリ類が忌避する超音波発生装置の設置、採餌のために風力発電機の敷地に接近することを抑制する効果のある木質チップや砂利の敷き撒き等の環境保全措置を検討して準備書に記載すること。

- (3) 施設の配置及び施工方法については、希少な鳥類の繁殖その他の活動に極力影響がないように計画し、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて影響を回避又は低減するための環境保全措置を実施すること。

特に周辺ではイヌワシの漂浪個体が確認されているため、生息状況を十分調査すること。

- (4) 土地の改変に伴い、改変箇所の裸地化等により侵略的な外来植物種の生育範囲が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変区域及びその周辺における外来植物種の生育状況を把握するとともに、その生育範囲が拡大しないような施工計画を検討すること。

なお、伐採跡地の植栽に当たっては、周辺の生態系に影響を与えないよう、在来植物種の採用を優先して検討すること。

7 景観について

- (1) 風力発電機が視認される可能性のある区域に、茂庭地区景観住民協定の区域が含まれており、本事業により当該協定区域からの眺望に影響を及ぼすおそれがあることから、当該協定区域内にも調査地点を設定し、景観への影響を調査すること。
- (2) 可視領域に国道399号が含まれていることから、調査地点を設定し、道路からの景観についても調査すること。
- (3) 風力発電機の大きさ、形、塗色、配置等によっては対象事業実施区域及びその周辺において供用時に圧迫感や威圧感を感じさせる等の影響が予想されることから、フォトモンタージュ法を用いた調査、予測及び評価を踏まえ、目立たない配置を工夫する等の景観への影響を最大限回避または低減するための対策を検討し、その内容を具体的に準備書に記載すること。
- (4) 可視領域に含まれていない地点から、視認されないはずの風力発電機が視認されることがないように予測は正確に行うこと。特に風力発電機が配慮書で想定していたものより大型の機種に変更されていることに留意すること。

8 廃棄物等について

- (1) 工事に伴い発生することが想定される伐採木、その他廃棄物の種類及び量等について、具体的な内容を準備書に記載すること。また、対象事業実施区域外に搬出する廃棄物の具体的な処理方法を準備書に記載すること。

なお、伐採木を現地で再利用する場合はその利用方法（発電所内での利用場所、利用量等）を可能な限り明確にして準備書に記載すること。加えて、伐採木を木質チップ

プに加工して事業区域に敷設する場合は、降雨等による周辺への流出を防止する措置についても検討し、併せて準備書に記載すること。

- (2) 廃棄物を事業場内外で一時的に保管する場合は、関係法令に従い、定められた場所及び条件による保管を徹底し、降雨等により流出や地下浸透しないよう適切に行うこと。

9 その他

- (1) 風力発電所の供用期間中における温室効果ガスの排出削減効果を準備書に記載すること。なお、記載に当たっては、火力発電所との比較のほか、風力発電所の工事に伴う森林伐採による貯留炭素の排出量換算値及び消失した森林の風力発電所供用年数中の温室効果ガス吸収予定量も考慮すること。
- (2) 近年、落雷や強風等による風力発電機の破損事故の報告事例が増加していることから、発電所稼働中の維持・安全管理、計画事業期間満了後の事業更新、環境回復措置等についてあらかじめ検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (3) 工事関係車両の走行等に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の道路における交通安全対策に十分に配慮すること。
- (4) 事業の実施に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の農林水産業等に影響を及ぼすことがないよう、事業計画を十分に検討すること。
- (5) 計画地域の農地の有無、法定外公共物の有無等を確認し、関係法令に基づいて必要な手続きを行うこと。

(参考) 事業概要について

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 1 事業者 | 株式会社GF |
| 2 事業名称 | (仮称) 稲子峠ウィンドファーム |
| 3 事業種類 | 風力発電所の設置工事 |
| 4 事業規模 | 最大79, 800キロワット (風力発電機最大19基) |
| 5 事業の実施区域 | 宮城県刈田郡七ヶ宿町の山間部 |
| 6 公告・縦覧期間 | 令和2年12月2日(水)～令和3年1月7日(木) |

